

はじめに

この新発田市立紫雲寺小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第 13 条の規程に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止のための取組の基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

そのために、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していく。併せて、学校は、いじめ未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいく。さらに、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭への認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切となる。

当校では、上記の基本方針をもとに、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもといじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめに繋がる行為を認知したり、いじめが発生したりした場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、ここに、いじめ防止基本方針を定める。

ア いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

～ 定義の注釈～

- 1 「心身の苦痛を感じているもの」の定義を限定して解釈しない。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あることを考慮し、当該児童の表情や様子を細かく観察して確認する。
- 2 「行為」とは「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- 3 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等該当児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、該当児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 4 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。（集団・個人）
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

イ いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋年性の高いもの」する。

このことから、「いじめ類似行為」もいじめと同様に扱い、「いじめ類似行為」を行った児童に対し、学校は保護者と連携をしながら指導を行う。なお、まだいじめに気付いていない児童に、そのことを伝えるかどうかは、保護者と学校が相談して決めていく。

<具体的ないじめ類似行為の例>

インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、被害児童はそのことを知らずにいるような場合。

ウ いじめに対する基本的な認識

◎いじめは人間として絶対に許されないという強い認識をもつ

「いじめたりいじめられたりしながら成長するものだ」「いじめる側も悪いが、いじめられる側にも問題がある」などという考えはいじめを容認し、問題を深刻化する。多くの人が集まればトラブルはさけられないが、互いの人権や生命を脅かすようなトラブルの解決の仕方は断じて許されないことを、発達段階に応じて指導していく。

◎いじめたり、いじめられたりすることは、健全な成長を阻むものである

いじめは、児童の成長に悪影響をもたらす。いじめられた側の児童の心を深く傷つけ将来にわたってトラウマとして残る。いじめる側の児童にとっては、いじめの非人間性や他人の痛みに気づくことのないまま見過ごされることが成長に大きくかかわる重大な問題となる。

◎いじめの四層構造

いじめを受けている児童（被害者）といじめられている児童（加害者）の関係だけで捉えることができない。はやしたてたりおもしろがったりして積極的に助長している児童（観衆）と、見て見ぬふりをして暗黙的に支持している児童（傍観者）を加えた四層構造になっている。特に、いじめの現場を取り巻き、はやしたてる観衆がいじめの助長につながっていることから、被害者や加害者だけにとらわれるのではなく、観衆や傍観者の実態を把握し、いじめ解消に努めていく必要がある。

2 いじめ防止対策のための組織と役割

(1) 校内組織

- ① いじめ不登校対策委員会（いじめ対策に向けた中核となる常設の組織）

< 構成員 >

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任

- ② 生活指導部（日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に対応する組織）、生活指導主任、生活指導部員

(2) 拡大組織

- ① 拡大いじめ対策委員会（外部の専門的な分野のメンバーも加えた組織）

市スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー、児童相談所、市教育委員会指導主事、主任児童委員、民生委員、医療関係者、弁護士、人権擁護委員等、必要に応じて随時参加要請

(3) 組織の役割

- ① 学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画作成・実行・検証・修正
- ② いじめの相談・通報の窓口
- ③ いじめの疑いのある情報があった時の緊急会議の実施、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者、外部専門家との連携した対応

3 いじめ相談体制

- (1) 年11回(毎月)、「学校生活アンケート(いじめ報告に基づく9項目について)」(記名)を実施し、結果集約及び担任による把握をする。
- (2) 年3回の子どもを語る会(5月・9月・2月)ハイリスク児童の掌握をし、職員の共通認識を図る。
- (3) SLQの実施(6月、11月)及び研修(8月、12月)
- (4) 学級担任による全児童を対象にした教育相談を実施する。(6月、11月)
- (3) いじめに関する情報が入ったら、迅速に担任又は関係職員による事実確認を行う。
- (4) 上記(1)～(4)の結果を生徒指導部及び管理職に報告し、対応策について検討する。
- (5) 必要に応じてスクールカウンセラーや市教委スクールソーシャルワーカー(SSW)等を活用した教育相談を実施する。
- (6) 教育相談実施後の情報共有と迅速かつ継続した対応を行う。

4 いじめ防止に向けた取組

(1) いじめ未然防止の取組

① 授業改善

- わかる授業づくり、すべての児童が参加・活躍できる授業づくり(校内研修)
- 学習規律の確立(授業の開始・終了のけじめ、姿勢、発表の仕方や話の聞き方、授業の準備、特別教室への移動の仕方等)

② 学級経営(友人関係、集団づくり、社会性育成)

- 困ったことや嫌なことがあったら、誰でもよいから相談する力を培う。
- ピアサポート、ソーシャルスキル教育、グループエンカウンター等の実施
- 休み時間や放課後における児童の様子、SLQや児童との日常的な会話などから、交友関係や悩みの把握と支援を行う。
- 学級活動や社会体験、交流体験を計画的に実施する。(各教科等の年間指導計画

による。) 他者との関わりの中で、それぞれの違いを認め合う機会を作る。

- 教師は温かな声かけを心掛ける。不適切な言動(差別的な態度や言動、児童を傷つけたり、いじめを助長したりするような言動)は絶対にしない。

③ 道徳教育及び人権教育、同和教育

- 道徳の授業を要に、すべての教育活動において道徳教育を実践し、周りの人を思いやる言動ができる子ども、自分の良さを認識できる子どもを育成する。
 - ・ 「いじめ」の本質や構造の理解
 - いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを児童に理解させる。また、傍観者とならず、教職員への報告をはじめ、いじめをやめさせるための行動をとることの重要性を理解させる。
 - ・ 心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- 人権教育、同和教育の実践を通して、差別や偏見を許さず、互いの良さを認め合える子どもを育成する。

④ 全校活動

- ファミリー班遊び(学期1回程度)
 - ・ 清掃活動
 - ・ 学校、児童会行事(1年生を迎える会、運動会、児童会まつり、しゅうんじわくわくフェスタ(作品展)、なわとび応援会、六感会)
- 全校集会「いじめ見逃しゼロスクール集会」

⑤ 4, 5年生と保護者・職員対象のCAP

⑥ 紫雲寺中学校や紫雲寺保育園との連携協力

- 紫雲寺中学校区連携協議会社会性育成部会主催の「いじめゼロスクール集会」や県主催の「いじめ見逃しゼロ県民の集い」への積極的な参加と全校児童へ伝達する。
- 紫雲寺中学校との中1ギャップ解消に沿った情報交換や交流活動を行う。
- 紫雲寺保育園と情報交換や交流活動を行う。

⑦ 保護者との連携

- PTA総会において、校長が「いじめ防止基本方針」の概要を説明する。
- 保護者からの相談に対して、家庭訪問や面談、電話等による迅速かつ誠実な対応を行う。
- 家庭訪問、学級懇談会、個別懇談会等を通して、保護者との信頼関係を構築する。

⑧ 地域との連携

- 自治会長・主任児童委員・民生委員との懇談会において、校長が「いじめ防止基本方針」の概要を説明する。
- れんぎょうパトロール隊との顔合わせ会や自治会長、主任児童委員、民生委員との懇談会を開催し、情報収集と連携強化をする。(年2回)
- 公民館活動、土曜学習、風の子クラブ、スポーツ少年団、子ども神楽保存会、その他の地域活動等への参加を奨励する。
- 学習ボランティアの活用や校外学習等、多様な人とのかかわりをもてる場を設定する。

⑨ インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めると共に、児童の発達段階に応じた情報モラル教育の推進や保護者への啓発など、迅速に対応する。

- 高学年で、児童・保護者対象の情報モラル教室を実施する。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ◎ ささいなことと思っても、気になることは声に出す。

① 日々の観察、情報収集

健康観察や休み時間等における行動観察、保健室、他の職員、保護者、地域、児童等からの日常的な情報収集（ささいなことも含めて）、インターネット（携帯、スマホ、ゲーム機）に関する情報も収集する。→集約担当（生活指導主任）

② 早期認知

- 気になる変化、遊びやふざけなど気になる行為があった場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を記録、生徒指導部等への連絡、相談を行う。
- 「子どもと共に1・2・3運動」等、欠席の初期段階から対応を行う。

③ いじめ調査等

- 児童対象の「学校生活アンケート」（記名式）の実施。教育相談の実施。
- 保護者対象の「学校評価アンケート」（記名式）の実施（年2回：7月、2月）
- SLQを生かした児童の実態の把握と支援（年2回検査を実施）

④ 「いじめ相談電話」等の相談機関の児童・保護者への周知

(3) いじめに対する即時対応のための取組（別紙1参照）

①【情報キャッチ・正確な実態把握】

- ・ いじめに関する相談を受けた場合やいじめが疑われる行為を発見したとき、すぐに声に出し、他の職員に伝える。さらに、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

②【指導体制・方針決定】

- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- ・ 対応する事案の内容に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。

③【児童への指導・支援】

- ・ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に実施する。いじめの行為が3ヶ月みられなくなったと被害児童がとらえたときに解消と捉える。

④【保護者との連携】

- ・ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室、オンライン等において学習を行う等の措置を講ずる。

⑤【今後の対応】

- ・ 事実に係る情報を関係保護者と共有するために必要な説明・話し合いの場を設定する。
- ・ 犯罪行為（生命または身体の安全が脅かされている場合）として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

<留意点>

- ① 組織として対応すること。
- ② 一方的、一面的な解釈で対処しないこと。

- ・ いじめの事実の確認を行い、結果を新発田市教育委員会へ報告

↓

② **重大事態発生と認めるとき**

- ・ 新発田市教育委員会に重大事態発生を報告（市教委から市長に報告）
- ・ いじめ防止対策推進法第23条に基づき、警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

↓

③ **学校の設置者が、重大事態の調査主体を判断**

↓→学校の設置者（市教育委員会）が主体となっていく場合⑤へ

④ **学校を調査主体とした場合**（市教委の指導・支援のもと、以下のように対応）

ア 重大事態にかかわる調査を行うために速やかに調査組織を設置

<組織>

- a 学校の「いじめ対策委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと、適切な専門家の参加を要請する。
- b この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有しない第三者に参加要請を行う。

（市教育委員会SSW、市担当弁護士、学識経験者、精神科医等）

イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- a いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確化。因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- b たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合い対処する。
- c これまで学校で先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

※ 「事実を明確にする」ために

いじめ行為が、

「いつ」「どこで」「だれから」「どのような態様であったか」

「いじめの背景・きっかけは何か」「いつ頃から、どれくらい続いているか」

「児童の人間関係にどのような問題があるか」

「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確化

- d いじめられた児童から聞き取りが可能な場合
 - ・ いじめられた児童、在籍児童、教職員から十分な質問紙調査、聞き取り調査を実施する。
 - ・ いじめられた児童等、情報提供してくれた児童を守ることを、最優先とする。
 - ・ いじめられた児童の継続的な心のケアと落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等を実施する。
- e いじめられた児童から聞き取りが不可能な場合
 - ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問調査や聞き取り調査などを実施する。

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- a 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供
この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告
 - ・ いじめ行為がいつ、だれから、どのような態様で行われたのか。

- ・ 学校でどのように対応したか。
- b 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがあってはならない。
- c 質問紙調査等の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査を行う際には、その旨を調査対象の在籍児童や保護者に説明する。
- d 調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受けて調査を実施する。

エ 調査結果を新発田市教育委員会に報告（市教委から新発田市長に文書で報告）

いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添付する。

オ 調査結果を踏まえた必要な措置

市教委の指導の下、警察への協力を依頼する。

③から

↓

⑤ 学校の設置者（市教育委員会）が主体となって行う場合

- ※ 学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合、学校の教育活動に支障を来す場合。
- 設置者の指示のもと、資料等の提出など、調査に協力する。